

公益財団法人鶴見輝彦育英会奨学金貸与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鶴見輝彦育英会定款第4条の規定に基づき、奨学金の貸与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程において、「奨学生」とは、公益財団法人鶴見輝彦育英会（以下「財団」という。）から奨学金の貸与を受ける歯科医療系大学に学ぶ大学生（以下、「歯科大生」という。）、これらに相当する外国の教育機関へ留学を希望する者（以下、「外国留学生」という。）、左記以外の学部に学ぶ大学生（以下、「大学生」という。）又は歯科系専修学校生（以下、「専修学生」）をいい、「奨学金」とは、奨学生に貸与する学資金をいう。

(奨学生の資格)

第2条 財団の奨学生となる者は、前条第2項に規定する歯科大生、大学生、外国留学生又は専修学生で、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者で、経済的理由により就学が困難な者。

(奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、特別の事情が認められる者にあつてはこの限りでない。

2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、以下のとおりとする。

(1) 歯科大生（特待生）	授業料全額
	（入学金・（狭義）の授業料・歯科教育充実費・施設維持費）
(2) 歯科大生	年間 120万円 （月額10万円）
(3) 大学生及び専修学生	年間 84万円 （月額7万円）
(4) 外国留学生	年間 156万円 （月額13万円）

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生志願者の手続)

第4条 奨学金志願者は、財団指定の奨学生願書に次に掲げる書類を添え財団に提出するものとする。

(1) 出身高等学校の調査書又は大学の成績証明書

(2) 入学校の在学証明書

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知し、理事長と面接を行う。

(奨学生の採用基準)

第6条 奨学生の選考は、志願者の提出書類に基づき行われる。

- 2 第3条2項1号の奨学生の採用については、次の条件により総合的に判断される。
 - (1) 歯科医学に強い熱意を持ち、将来社会に貢献できると思われる人材である。
 - (2) 財団の設立趣旨に強く賛同できる人である。
 - (3) 学業成績が著しく優秀である。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、年額を4回に分けて、6月、9月、12月及び3月の一定日にそれぞれ交付するものとする。歯科大生（特待生）の場合は、歯科大学の授業料納付期限までに交付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

- 2 奨学金は、直接本人に送金するか奨学生の指定する銀行等の口座に振り込むことにより交付するものとする。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。ただし、奨学金を奨学生の指定する銀行等の口座に振り込む場合は、その振込みに係る振込受領書をもって受領書に代えることができる。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年4月に成績証明書及び在学証明書を、3月に生活状況報告書を理事長宛提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第 11 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、その事由の発生した月の翌月から奨学金の交付は休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 12 条 理事長は、前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、その願い出のあった月の翌月から奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第 13 条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (6) その他第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第 15 条 奨学金は無利子とし、卒業した日（外国留学生においては帰国した日）の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後より、毎月一定の額を返還しなければならない。

2 月々の返還額は、次の金額を基準とし、奨学生と財団が個別に話し合いをして決定するものとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 歯科大生（特待生） | 毎月 60,000 円 |
| (2) 歯科大生、大学生及び専修学生 | 毎月 30,000 円 |
| (3) 外国留学生 | 毎月 50,000 円 |

3 財団は、奨学生であった者から願い出があったときは、返還方法を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、奨学生は第11条及び13条の規定により交付を停止又は廃止されたときは、奨学金の返還をただちに開始しなければならない。ただし、財団がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(連帯保証人等)

第16条 奨学生に採用され、借入金額及び返還方法が決定した者は、連帯保証人をたて、別に定める返還保証書及び返還誓約書を提出しなければならない。

第3章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第17条 奨学生又は奨学生であった者が、特別に優れた成績で卒業したとき、本人から奨学金返還免除の申請があった場合は、理事会の承認により、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の申請)

第18条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人が、指導教授等による推薦書又は成績証明書等を添付し、奨学金返還免除申請書を提出しなければならない。

(返還免除申請の期限)

第19条 奨学金返還免除申請書は返還免除の事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第20条 奨学金返還免除の申請があったときは、奨学生選考委員会で審査し、理事会が免除承認を決定し、本人に通知する。

第4章 補 則

(実施細目)

第21条 この規程に定めのない事項については、財団が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人鶴見輝彦育英会の設立の登記のあった日から施行する。

平成 25 年 8 月 20 日 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条、
第 11 条、第 13 条、第 15 条、一部改正

平成 28 年 1 月 7 日 改正